

平成 27 年 10 月 6 日

公益社団法人 日本小児科学会
会長 五十嵐 隆 殿

一般社団法人 日本新生児成育医学会
理事長 楠田 聰



小児科専門医研修カリキュラムにおいて
NICU での研修と新生児蘇生法講習会の受講を必須化することの要望

日本小児学会が掲げる小児科専門医の医師像のひとつは「子どもの総合診療医」であり、全ての小児科医は新生児医療の基本が実践できる必要があります。「小児科医の到達目標—小児科専門医の教育目標—」(平成 27 年 4 月 1 日改訂 6 版)におきまして、新生児領域の一般目標・態度として○正常新生児の生理、新生児特有の疾患と病態を理解する、○新生児は形態的、機能的に未熟で脆弱であり、ケア・検査・治療において、これらを考慮した“侵襲のより少ない最小操作”を心がける、○家族との信頼関係に基づいたコミュニケーションを重視し、母子分離による愛着形成障害を防ぎ、人間性と思いやりのある温かい心で接する。また、母乳栄養と適切な親子関係構築を推進する、○産科、地域とのつながりを考慮した広い視点をもち、適切な連携を行う、○予後不良な児に対して倫理的配慮ができる、ことが求められています。これらは一定期間 NICU で研修を受けることで初めて修得可能です。

また、現在分娩に立ち会う可能性のある医療スタッフは、日本周産期・新生児医学会が認定する新生児蘇生法 (NCPR) を習得していることが義務付けられています。したがって、小児科医が分娩に立ち会った時に適切な新生児仮死の蘇生が出来なければ、後遺症等が認められた時に、医学的責任を問われる可能性もあります。実際、上記の「小児科医の到達目標」の新生児領域の診察能力（実践できる）のなかに、○NCPR に則り新生児蘇生ができる、があります。現在、産科医と助産師は NCPR の習得が進んでいますが、小児科医は不十分です。しかも、現実には新生児仮死の頻度は高く、全分娩の 10~15% と言われています。したがって、小児科医が NCPR を必要とする機会は決して少なくなく、NCPR を習得しておくことが小児科専門医として求められています。

以上の状況を鑑み、小児科専門医を取得した時に、最低限の新生児医療が実践できるように、次の事項につきまして、ご尽力を賜りますよう、強く要望いたします。

小児科専門医の研修期間中に、

1. NICU での研修を 3~6 か月間行うことを義務化する。
 2. NCPR 講習会の受講を義務化する。
-